【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、専門学校等における令和4年度の授業の実施等に当たり御留意いただきたい事項を改めて整理しましたので、お知らせします。 各専門学校等におかれては、感染対策を十分に講じた上での対面授業の実施に適切に取り組むなど、引き続き、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図りつつ、生徒一人一人の目線に立った教育活動を実施いただくようお願いします。

> 事 務 連 絡 令和4年3月22日

各都道府県専修学校各種学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課 専修学校を置く国立大学法人担当課 厚生労働省医政局医療経営支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度の専門学校等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス 感染症への対策の徹底等に係る留意事項について(周知)

依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続き、例年と異なる学校運営が求められる 状況の中、専修学校(専門課程及び一般課程)及び各種学校(以下「専門学校等」という。) におかれては、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を 長期にわたって講じていただいており、改めて感謝申し上げます。

こうした状況の下にあっても、各専門学校等において、社会に求められる高度な人材の育成をはじめとする高等教育機関としての役割が、十分に果たされる必要があることには変わりがありません。このため、文部科学省では、感染症対策を講じる上での留意点等を示しつつ、生徒が安心して学修に専念できる環境を確保いただくよう要請してきました。その中でも、感染症対策を十分に講じた上で、対面授業の実施に適切に取り組んでいただきたいことや、学内施設の利用機会を確保いただきたいことなど、学修者本位の教育活動の実施を一貫して求めてきたところです。

こうした要請も踏まえ、各専門学校等におかれては、生徒に寄り添った対応に努めていただいているところと認識しており、たとえば、令和3年度後期の専門学校等における授業の方針について文部科学省が実施した調査(以下「令和3年度後期授業調査」という。)では、ほとんど全ての専門学校等から、授業全体の半分以上を対面授業によって行う予定である旨を御回答いただきました。

(参考1) 令和3年度後期の専門学校等における授業の実施方針等に関する調査の結果について https://www.mext.go.jp/content/20211124·mxt_kouhou01-000004520_3.pdf 他方、当該調査結果をお知らせした「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・文部科学省高等教育局学生・留学生課・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)においてもお示ししたとおり、専門学校等が実施する授業科目の全体を通じた授業の実施形態と、基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高く、遠隔授業を選択するなどにより、生徒個人の履修形態とが異なることも想定されます。

また、令和3年12月末の時点における生徒の修学状況(中退者・休学者の状況)について調査を行った結果では、新型コロナウイルス感染症を理由とした中退者・休学者の人数は令和2年度に比べて減少傾向にあるものの、中退者数は増加しているため、引き続き、生徒一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努めていただくことが重要です。

(参考2) 専門学校生の修学状況(中退者・休学者)に関する調査【令和3年12月末時点】 https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

文部科学省としては、これらの状況も踏まえ、令和4年度の各専門学校等における授業の実施等に当たっては、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底を両立いただくとともに、生徒の立場に立ち、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても個々の生徒の学修機会が確実に確保されるよう、各専門学校等における教育活動を実施いただくことが重要であると考えております。この観点から、具体的な留意事項を下記のとおり整理しましたので、各専門学校等におかれては、これまでにお示ししている通知等と併せて御参照の上、適切に御対応いただくようお願いします。

なお、文部科学省では、<u>令和4年度前期における各専門学校等の授業の実施方針等について把握するため、別途、調査を実施する予定</u>ですので、各専門学校等におかれては、当該調査への回答に御協力をいただくようお願いします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては 所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚 生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件についてそれぞれ周知されるようお願 いします。

記

1. 感染対策を講じた上での学修者本位の教育活動の実施について

専門学校等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による生徒同士や生徒と教職員の間の人的な交流も重要な要素です。こうした観点から、専門学校等における学修の充実を図るためには、多様な人々の関わる授業や、少人数のチームワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが重要であ

り、その土台として、生徒の円滑なコミュニケーションを促していくことが求められます。 特に、入学してから間もない新入生や、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響で生徒 同士の接触の機会が制限された在校生等にとっては、効果的な学修の前提として、学内にお ける人間関係の構築が必要となることも考えられます。

各専門学校等におかれては、下記の各点を御留意いただきますようお願いします。

- ・ 令和4年度における専門学校等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏ま えて十分な感染対策を講じた上で、対面授業の実施について適切に取り組むこと。
- ・ <u>学内施設</u>は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、<u>できる限り生</u> 徒・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ・ 対面授業の実施や学内施設の利用機会の確保に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底について」(令和4年2月18日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡。以下「2月事務連絡」という。)を参照し、学内における感染対策を講じること。その際、オミクロン株の流行を踏まえ、特に換気の励行と不織布マスクの適切な着用を徹底すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては、各専門学校等においても、生徒等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されないことや、政府においては、学校の教育活動への参加についてワクチンの接種を条件とすることとはしていないことに留意すること。
- ・ <u>卒業式や入学式等の式典・行事</u>については、2月事務連絡において示したとおり、生徒にとってかけがえのない機会であることを十分に踏まえつつ、<u>感染拡大防止の措置や</u>開催方法の工夫を講じた上で、実施を検討いただきたいこと。
- ・ なお、対面授業の実施を原則とする場合であっても、基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高い生徒、通学のために要する移動 距離が長く感染リスクが高くなる生徒、重症化リスクが高い高齢者等と同居している生 徒など、対面授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講 を認めている例があることも踏まえ、個々の生徒の状況に可能な限り配慮した学校運営 に努めること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響下にある生徒に寄り添った対応について

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、令和4年度においても、感染対策の観点から、学修環境に制約を付さざるを得ないこともあると考えられます。そのように例年と異なる状況にあるからこそ、<u>専門学校等が講じる対応の必要性や合理性について、生徒への十分な説明を行い、その理解を</u>得ることが重要です。

文部科学省としては、生徒に対する丁寧な説明をはじめとして、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により不安の中にある生徒に寄り添った対応</u>をお願いしてきたところですが、各専門学校等におかれては、改めて下記の各点について御留意いただいますようお願いします。

- ・ 令和4年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定し、新入生を含む 生徒一人一人に正確に伝わるよう、その内容を遺漏なく周知すること。その際、授業の 実施方針等について不安や疑問を抱いている生徒がいる場合には、専門学校等の考え方 や、感染対策のために講じている措置の必要性や合理性について丁寧に説明するなど、 生徒が安心し、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。
- ・ 専門学校等の判断や考え方についての説明に際しては、例えば、単にその結論のみを ウェブサイトに掲載するような対応に終始することなく、判断の理由や根拠も含めて生 徒一人一人に伝え、生徒の理解を得るよう努めること。
- ・ 令和2年度以後、感染対策の観点からやむを得ずオンライン等による遠隔授業を実施 したり、学内の施設の利用に部分的な制限を加えたりする場合等にあっては、それらの 措置に対して、生徒から十分な理解や納得を得られているかについても適切に把握する こと。
- ・ コロナ禍における環境の変化や孤独感の影響により、精神的な不安を抱える生徒のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備等を徹底するなど、生徒の悩みや不安に寄り添った対応を講じていただきたいこと。

3. やむを得ず対面授業が実施できない場合の適切な対応について

学校における生徒の学びの重要性を勘案してもなお、地域の感染状況等を踏まえて、感染対策の観点からやむを得ず部分的に遠隔授業を行う場合においては、上記2.に示しているように、生徒にその合理性や必要性を丁寧に説明することが必要です。

加えて、そのような場合にあっては、学修の質の確保の観点から、「専門学校等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年6月9日付け3文科教第283号。以下「令和3年6月通知」という。)等において示している留意事項を参照の上、適切に対応願います。なお、これらの留意事項のうち、特に注意いただきたい点を以下に整理しておりますので、併せて御参照ください。

・ 令和3年6月通知においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業等は、今後も、感染症や災害の発生等の非常時において、本来の授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって、とりわけ<u>感染症の拡大時については、十分な感染対策を講じたとしても対面授</u>業を実施することが困難である場合に限り、実施可能であること。

- ・ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合も、専門学校等にあっては、 それぞれの授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、対面授業の実施に よって得られる教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)か ら(4)までについて、留意頂く必要があること。
 - (1) 授業科目担当教員の各授業の授業計画(シラバス等)の下に実施されていること
 - (2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、 当該授業の実施状況を十分に把握していること
 - (3) 生徒一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、生徒からの相談に速やかに応じる 体制が確保されていること
 - (4) 専修学校として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているなど、個々の授業の 実施状況について把握していること
- ・ 臨時休業等により、生徒が専門学校等に通学できない期間においては、可能な限り、 対面授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各専門学校等に おいて対面授業が不可欠と判断するものについては、一年間の単位時間が確保されて いることを前提に次学期・次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応 することが考えられること。
- ・なお、医療関係職種等の養成施設としての課程に係るものについては、実習施設の確保が困難な場合の取扱いや受験資格に係る取扱い等について、令和3年5月14日付け事務連絡「新型コロナウイルスの発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を参照の上、引き続き適切に対応すること。

https://www.mext.go.jp/content/20220208-mxt_kouhou01-000007002_1.pdf

・ 遠隔授業の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない生徒がいることも考えられることから、生徒の情報通信機器の保有状況や地域の感染状況等を考慮した上で、例えば、専門学校等の教室やPCルームを開放すること、PCやルータを貸与すること等により、生徒の通信環境に十分配慮すること。また、遠隔授業を行う際は、障害のある生徒の受講に十分配慮し、必要な配慮の方法については、障害のある生徒を支援する学内組織とも連携の上、個別に当該生徒と相談すること。

(参考資料)

○「専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」(令和2年9月15日付け2教生推第30号)

https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt kouhou01-000004520 2.pdf

○「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等 に係る留意事項について(周知)」(令和3年3月4日付け2文科教1010号)

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

○「専門学校等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年6月9日付け3文 科教第283号)

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ○「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)」(令和3年9月30日付け3文科高第650号) https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- 〇「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について(周知)」(令和4年2月18日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課

連絡先:03-5253-4111 (内線:2939)

E-mail: syosensy@mext.go.jp